伊勢原市ふるさと納税推進業務
公募型プロポーザル実施要領

1　趣旨

本要領は、伊勢原市ふるさと納税推進業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績、企画力を有する事業者を公募型プロポーザルにより広く募集し、本業務の受託候補者として最も適切な事業者を選定するために必要な事項を定める。

2　業務概要

(1) 業務名

伊勢原市ふるさと納税推進業務委託

(2) 業務目的

本業務では、寄附の受付及び寄附者情報や返礼品発送・在庫の管理等を委託することにより、事務の効率化や利便性の向上を図るとともに、ふるさと納税制度を通じて、寄附金の増収、本市の魅力発信及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「伊勢原市ふるさと納税推進業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和１０年３月３１日まで

※　ただし、本業務を継続して委託することに支障がないと本市が認める場合、本市及び受注者と双方合意の上、本業務委託契約を単年度ごとに更新することができるものとする。

なお、令和９年３月３１日（予定）までは、システム構築や返礼品提供事業者との調整等の準備期間とし、この間の支払義務は発生しないものとする。

3　提案限度額

寄附金額の６．５％（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の手数料率を上限とする。

※　返礼品代金及びその発送に係る経費、広告費、ふるさと納税ポータルサイト利用料、クレジットカード等決済手数料、受領証明書発行代行手数料、ワンストップ特例申請受付手数料、郵便振替用紙等の郵送に係る経費は含まない（返礼品代金及びその発送に係る経費は、別途実費相当額を受注者に支払う）。

※　仕様書以外に提案ができる業務について、オプション契約となる場合は、その業務内容と見積金額を算定根拠がわかるように記載すること。

4　プロポーザル実施概要

(1) 実施主体　伊勢原市

(2) 担当課　企画部発想クルリン課

(3) 実施形式　公募型プロポーザル

5　参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

なお、本プロポーザルの参加者は、受注候補者決定までの間に、各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(1) 法人格を有し、過去または現在において、地方公共団体から本業務と同種又は類似の業務を受託し、年間２億円以上の寄附実績がある地方自治体との間で契約を締結し、これを誠実に履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(3) 伊勢原市暴力団排除条例（平成 23 年伊勢原市条例第 12 号）第２条第１項第２号から第５号までのいずれにも該当しない者であること。

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第１項又は第２項の規定に違反しない者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

(6) 伊勢原市が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(7) ６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。

(8) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

(9) 税を滞納している者でないこと。

(10) プライバシーマークまたは ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得していること、かつ委託期間中、継続して認証を受ける予定であること。

6　スケジュール

内容	期日
公募開始	令和８年 11 月６日（金）
参加表明書の提出	令和８年 11 月 13 日（金）午後５時まで
質問事項の締切	令和８年 11 月 13 日（金）午後５時まで
参加資格確認結果通知	令和８年 11 月 16 日（月）
質問事項の回答	令和８年 11 月 17 日（火）
企画提案書類の提出	令和８年 11 月 25 日（水）午後５時まで
審査(プレゼンテーション)※	令和８年 12 月１日（火）
結果公表	令和８年 12 月上旬

※提出された企画提案書等について、要件等の形式審査の上、審査会（プレゼンテーション）を経て委託契約候補者を決定する。
なお、プロポーザル参加者の応募状況によっては、プレゼンテーションによる審査を実施せず、提出された企画提案書等に基づき詳細審査を行い、委託契約候補者を決定する場合がある。

7　参加手続き

(1) 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり書類を提出すること。

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。なお、質問に対する回答により仕様に変更の必要が生じた場合は、質問の回答を本要項の業務内容にも適用することとする。

質問書に対する回答は、すべての参加申込者に対して電子メールにて行う。

また、回答に対する再質問は受け付けない。

ア　提出書類

質問票（様式６）

イ　提出期限

令和８年 11 月 13 日（金）午後５時

ウ　提出方法

事務担当宛に電子メール

件名「【プロポーザル】ふるさと納税推進業務質問書（事業者名）」

※メール送信後、必ず事務担当へ受信確認の電話連絡をしてください。

エ　提出先

伊勢原市企画部発想クルリン課

電子メールアドレス：h-kururin@isehara-city.jp

電話：0463-95-4447（直通）

(2) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出してください。

ア　提出書類

(ｱ) 参加表明書（様式１）　１部

(ｲ) 会社概要（様式２）　１部

イ　提出期限

令和８年 11 月 13 日（金）午後５時

ウ　提出方法

事務担当宛に電子メール

件名「【プロポーザル】ふるさと納税推進業務参加表明書（事業者名）」

※メール送信後、必ず事務担当へ受信確認の電話連絡をしてください。

エ　提出先

伊勢原市企画部発想クルリン課

電子メールアドレス：h-kururin@isehara-city.jp

電話：0463-95-4447（直通）

(3) 参加資格確認通知の送付

令和８年 11 月 16 日（月）に電子メールにて送付後、同日に通知を行う。

８　企画提案書の作成について

(1) 作成要領

ア　企画提案書の用紙サイズは A4（縦横不問）とし、様式や装丁は指定しない。

イ　審査を公平に実施するため、企画提案書には提案者が特定されるような表記や表現は使用しないこと。

ウ　仕様書及び別紙の評価基準の内容を踏まえた企画提案を行い、次に挙げる事項については必ず記載すること。

(ｱ) 業務目的達成のための基本的な考え方及び提案のポイント

(ｲ) 本市のふるさと納税業務における課題及び課題解決のための手法

(ｳ) 上記(ｱ)及び(ｲ)を踏まえ、今後３年間（令和９～11 年度）の寄附見込額の提示

(ｴ) 返礼品提供事業者に対する詳細な支援体制及び対応方法

(ｵ) 寄附者からの問合せやクレーム等に対する詳細な業務体制(支店の所在やコールセンターの設置等)及び対応方法

(ｶ) 本市の特性を踏まえた返礼品の開拓方針及び既存の返礼品に対する寄附の増加に向けた具体的な取り組み

(ｷ) 各ポータルサイトの SEO 対策や、掲載する画像の撮影・加工等、転換率を伸ばすための具体的な方法

(ｸ) 返礼品取扱事業者の受注管理や発送関連業務等にかかる負担を軽減する取り組みや、返礼品取扱事業者からの相談に応じられる体制

(ｹ) API 自動連携が可能なふるさと納税ポータルサイトの情報及び本市のふるさと納税の特性を踏まえ、地方税法第 37 条の 2 及び総務省告示第 179 号(平成 31 年 4 月 1 日告示)に掲げる返礼品経費割合基準を考慮した上で、特に寄附の増収が見込まれるポータルサイトの情報（上位５サイト以内)。

(ｺ) 委託料や送料についての説明。

(ｻ) 自社の優位性について

(ｼ) 寄附受付開始までの準備期間のスケジュール

(ｽ) 仕様書に記載する業務内容以外の業務について追加提案する場合は、企画提案書の該当箇所にその旨を明示すること。

ａ　お礼状・受領証明書・ワンストップ特例申請書・郵便振替用紙の発送業務が可

能である場合は、その対応方法と手順。

b　その他本業務の達成のため、仕様書に記載する業務内容以外の業務。

エ　専門用語を多用しない等、わかりやすさ、読みやすさに努めること。

(2) 無効となる企画提案書等

次の企画提案書等は、無効とする。

ア　５に定める参加資格要件を満たさなくなったとき。

イ　企画提案書等に虚偽の記載をしたとき。

9　見積金額について

見積金額は、必要となる経費を算定根拠がわかるように見積もること。様式は任意とし、寄附額を２億円／年と仮定した場合の１年間の見積金額とすること。なお、見積金額には返礼品代金及び返礼品配送料、並びに消費税及び地方消費税を含まない。

また、上記見積金額とは別に、伊勢原市に負担が発生する経費について、算定根拠がわかるように参考事項として付記すること。

≪参考事項としての記載項目例≫

・返礼品配送にかかる料金表（配送種別・サイズ・距離等)。

・仕様書以外に提案ができる業務について、オプション契約となる場合は、その業務内容と見積金額を算定根拠がわかるように記載すること。

10　企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

順番	提出書類	提出部数	備考
①	企画提案書（任意様式）	正本１部・ 副本９部	パンフレット、イメージ図等の添付可
②	業務受託実績（様式４）	正本１部・ 副本９部	正本にのみ法人等団体の名称を記載し、副本には団体名や事業者を特定できるマーク等は表記しないこと。
③	業務実施体制（様式５）		
④	作業工程表（任意様式）		
⑤	見積書　　（任意様式）		

(2) 提出期限

令和８年 11 月 25 日（水）午後５時を提出期限とする。

なお、期限までにそれぞれの書類の提出がない場合は、参加申込みを辞退又は取り下げたものとみなす。

(3) 提出場所

伊勢原市企画部発想クルリン課

〒259-1188　神奈川県伊勢原市田中３４８番地　伊勢原市役所４階

電話：0463-95-4447（直通）　FAX：0463-93-2689

(4) 提出方法

郵送又は持参による。なお、郵送による場合は、(2)の提出期限まで必着とする。

11　審査及び選定方法等

(1) 契約候補者の選定に当たっては、本市において伊勢原市ふるさと納税推進業務選定委員会(以下、「選定委員会」)を設置する。

(2) 提出された企画提案書等については、要件等の形式審査を行った上で、企画提案書及び見積書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングの審査項目は別紙のとおり定める。

その審査結果に基づき、得点が最も高い事業者を契約候補者を決定する。

なお、プレゼンテーションに参加しない事業者は、参加申込みを取り下げたものとみなす。

また、プロポーザル参加者の応募状況によっては、プレゼンテーションによる審査を実施せず、提出された企画提案書等に基づき詳細審査を行い、委託契約候補者を決定する場合がある。

ア　審査実施予定日

令和８年 12 月１日（火）

※ 詳細は後日改めて通知する。

イ　プレゼンテーションの実施要領

(ｱ) 出席者は１事業者４名以内とする。

(ｲ) 実施時間は事業者当たり 40 分を予定（説明 20 分以内、質疑応答 20 分以内）

(ｳ) 事前に提出した書類に基づく説明を行い、追加資料等の配布は行わないこと。

ウ　使用備品

プレゼンテーションにおいて、本市が用意する機器は次のとおりとし、その他 PC 等必要となる機器は、提案者が持参してください。

(ｱ) プロジェクター　１台

(ｲ) ＨＤＭＩケーブル　１本

(ｳ) スクリーン　１基

(ｴ) ＯＡタップ　１本

(3) 最高得点数が同じ場合は出席委員の多数決で決定し、可否同数の時は委員長が決定する。

(4) 審査結果は、審査終了後すみやかに参加者全員に対し、メール及び書面により通知するとともに、市ホームページに掲載する。なお、特定されなかった提案者は、その理由について、通知日から７日以内（閉庁日を除く。）に事務担当に説明を求めることができる。

12　委託契約の締結

(1) 選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、契約候補者と企画提案書に基づき協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、若しくは協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次点の事業者を新たな契約候補者として選定する。

13　失格要件

以下の条件に該当する場合は、選定委員会に報告の上、失格とします。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類が期限内に提出されない場合

(3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合

(4) 見積限度額（手数料率）が上限を超える場合

(5) 審査の公平性を害する行為があった場合

14　その他留意事項

(1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて提案事業者の負担とする。

(2) 提出された書類は、原則として返却しない。

(3) 提出期限以降における書類の差し替え、追加提出及び再提出は認めない。

(4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、伊勢原市情報公開条例（平成15年伊勢原市条例第21号）に基づき提出書類を公開する。なお、本プロポーザルの契約候補者の選定に影響が出るおそれがある情報については、契約候補者を選定した後に公開する。

(5) 参加表明書を提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式３)を提出すること。なお、既に提出がされた書類については、返却は行わない。

15　事務担当

伊勢原市企画部発想クルリン課　坂本、佐藤

〒259-1188　神奈川県伊勢原市田中３４８番地　伊勢原市役所４階

電話：0463-95-4447（直通）　FAX：0463-93-2689

電子メールアドレス：h-kururin@isehara-city.jp

別紙

評価基準

評価項目	評価基準	配　点
業務実績・実施体制について （60点）	他自治体で寄附額を大幅に増加させた又は業務効率を改善した等実績があり、本市でも実現可能か。	20
	現在、神奈川県内で、ふるさと納税推進業務を元請けとして受託しているか。	20
	営業所等が近隣にあり、本市や本市の返礼品提供事業者への積極的な訪問や打ち合わせの実施が可能か。また本市に営業所等を設置する可能性があるか。	20
本市の課題解決について （60点）	本市の寄附状況や各ポータルサイトを参考の上、本市におけるふるさと納税の課題を抽出し、ポータルサイトごとに寄附額の増収につながる具体的な提案がなされているか。	20
	既存の返礼品の改善や新規返礼品の開拓等による寄附額の増収に向けた取組の提案がなされているか。	20
	専門的知見やアイデアを生かし、レビュー数の増加やSEO（検索エンジン最適化）対策、効果的なプロモーションなど、寄附額の増加に繋がる施策を実施できるか。	20
返礼品提供事業者の 対応について （30 点）	返礼品提供事業者と一丸となって返礼品を開拓したり、課題解決を図るためのサポート体制が充実しているか。	20
	各種問題発生時は迅速かつ円滑に対応できる体制となっているか。	10
経費について （10 点）	返礼品代金や配送料等について、本市にとって効果的な提案がなされているか。	10
寄附者の対応について （10 点）	繁忙期や年末年始などの時期を含め、寄附者からの問い合わせや意見等について、コールセンターは適切な対応ができる体制となっているか、また、対応者の教育体制は整えられているか。	10
広報・プロモーション について （10 点）	本市の魅力を十分に発信できる提案がなされているか。	10
自社の優位性 （20 点）	提案者の強みを活かし、寄附額の増収につながる効果的な取組が提案されているか。	20
	合計	200